

## 単位申請できる研修会の申し込み方（研修会主催者用）

専門薬剤師認定制度対策委員会

### 概要

- ・日本全国どの地域でもこの基準に該当する研修会であれば単位基準として認められることになりました。
- ・この細則は2014年1月以降に開催される研修会が対象となります。
- ・従来認定証は2014年1月からは使用できません。  
各地域の腎と薬剤研究会もこの細則に準じて単位の申請をお願いいたします。
- ・申請できる機関としては、会則・役員一覧表・機関印のある機関が対象となります。
- ・筆頭演者や共同演者の区分は廃止しています。

以下、「腎臓病薬物療法専門・認定薬剤師の単位基準として認める研修会に関する細則」をご確認の上、研修単位の申し込みをして下さい。

\*2015年以降に開催する研修会については、その開催内容が腎臓病薬物療法専門・認定薬剤師にふさわしい単位基準として、審査がより強化されることになりました。詳しくは改訂された細則をご確認ください（2014年10月 理事会・評議員会・総会 承認事項）

## 腎臓病薬物療法専門・認定薬剤師の単位基準として認める研修会に関する細則

専門薬剤師認定制度対策委員会

日本腎臓病薬物療法学会が単位として認める研修会の認定基準

腎臓病薬物療法に関わる内容を主とするもの（注1）

参加が一般に公開されているもの（注2）

特定の薬剤や機器等の宣伝につながるものではないもの

企業もしくは団体が営利事業として開催するものではないもの（注3）

上記の項目などを考慮して本会が認定したもの

\*以上の認定基準を満たすものについて、実質1.5時間以上の研修を3単位として認定する。  
（最大3単位まで）

- （注1）学会・研修会等の全体のうち一部分のみを独立した別の研修会として取り扱うことはできない。  
あくまでも学会・研修会等の全体が認定基準に合致するもののみを認定対象とする。  
また、本単位は腎臓病薬物療法に特化した講演を受講することによる単位とし、ワークショップや症例検討会などは単位として認めない。  
腎臓病薬物療法に特化した講演内容とは、「腎臓病薬物療法専門・認定薬剤師テキスト」に反せず、腎臓病薬物療法専門・認定薬剤師にふさわしい水準を保っているものであること。そのため、演者は腎臓病薬物療法のエキスパートが望ましく、他の疾患や統計学などに腎臓を絡めた内容では単位基準として認められない。
- （注2）日本腎臓病薬物療法専門・認定薬剤師のための研修会として認定するため、当学会ホームページへの掲載は必須とする。
- （注3）営利企業が単独で主催する研修会は認定対象外とする。製薬メーカー等営利企業の担当者は申請者になることはできない。  
また、研修会を主催・共催する機関は、会則・役員一覧・機関印などがある機関に限る。

日本腎臓病薬物療法学会が単位基準として認める研修会の登録から開催までの流れ

### 1. 研修会開催申請料を納入する（申請料の額は表1を参照）

原則として、研修会1回につき1申請料を納入してください。

原則として一度納入した申請料は返却しません。

審査の上、認定されない場合も申請料は返却しませんので上記の認定基準および提出書類の不備にご注意ください。

申請料納入の写しを研修会開催計画書（様式1）の裏に貼付してください。

\*振込先（振込手数料はご負担下さい）

ゆうちょ銀行

記号 17160 番号 19615681 ニホンジンゾウビョウヤクブツリョウホウガツカイ

三菱東京UFJ銀行

店名 熊本支店 金融機関コード 0005

普通口座 0117016

ニホンジンゾウビョウヤクブツリョウホウガツカイ リジチョウ ヒラタスミオ

## 2. 研修会開催計画書等を提出する

研修会開催予定日の3週間前までに投函してください（郵送以外は受け付けていません）

研修会1回につき下記1セットを郵送してください

送付するもの

- ・主催する機関の会則と役員一覧表
- ・研修会開催計画書（様式1）  
（裏に申請料納入の写しを貼付のこと、印は必ず機関印であること）
- ・研修会のプログラムまたは開催案内（開催内容・開催時間などが明確に示されているもの）

書類の送付先

〒100-0003 東京都千代田区一ツ橋1-1-1 パレスサイドビル(株)毎日学術フォーラム内  
日本腎臓病薬物療学会事務局 宛 TEL 03-6267-4550

### \*研修会内容に変更が生じた場合

新たに変更後の研修会開催計画書を作成し「変更のため再提出」と計画書に朱記し投函してください（郵送以外は受け付けていません）

- ・変更のない部分も記入してください
- ・変更内容が分かるプログラム又はそれに準じるものを添付してください。
- ・認定証の枚数変更は受け付けませんので、申請時点で不足することのないようご注意ください。研修会の案内において「認定証は何名まで」と事前に通達するなどの対応が望まれます。
- ・変更内容によっては単位基準の認定が取り下げられることがあります。

## 3. 認定されると認定通知書と人数分の認定証が学会事務局から送られる

認定されない場合も認定通知書にて通知します。

審査の上、認定されない場合でも申請料は返却しませんので認定基準の確認、および提出書類の不備にご注意ください。

## 4. 研修会終了報告書の提出ならびに認定証の残余を事務局に返還する

送付するもの

- ・研修会終了報告書（様式2）  
（印は必ず機関印であること、研修会1回につき報告書1枚の提出）
- ・参加者芳名録の写し
- ・余った認定証

受講者が予定より少なくなった場合でも申請料の減額・返還はありません。

研修会終了報告書は研修会終了後、2週間以内に提出して下さい（郵送以外は受け付けていません）

研修会終了報告書が期限内に提出されない場合は、その研修会に発行した認定証はすべて無効となります。また以後、その機関による研修会は単位基準として認定されません。

表 1 研修会開催申請料

50 名まで	1,500 円
51 名 ~ 100 名	3,000 円
101 名 ~ 300 名	5,000 円
301 名 ~ 1000 名	10,000 円
1000 名を超えるもの	30,000 円

改訂 2014.10